

第 54 期令和 5 年度高知県最低賃金専門部会(第 2 回)議事要旨

- 1 開催日時 令和 5 年 8 月 2 日 午前 10 時 00 分から午前 12 時 00 分
- 2 開催場所 高知労働局
- 3 出席状況 公益代表委員 3 名
労働者代表委員 3 名
使用者代表委員 3 名

4 議題・議事要旨

(1) 高知県最低賃金の改正審議

ア 高知県最低賃金の引上げ額について労働者代表委員からは、

高知県の基礎的支出項目に係る消費者物価指数は、4.15%であり、これだけで高知県最低賃金に36円を上乗せする必要がある。

目安額の39円では、ワーキングプアを解消する水準に到底及ばないことから1,030円を目指すべきであると主張された。

イ 一方、使用者代表委員からは、

中央最低賃金審議会が示した目安額については、本年度から急に消費者物価指数を根拠にしているが、これから3要素のどの指標をどのように活用するのか、賃上げのロジックを確立し、ぶれないようにしていただきたい。

長期的に3%の賃上げが政府方針であることから、物価の上昇にかかわらず、3%が限度であると主張された。

ウ その後、一旦中断し、それぞれの主張をもとに歩み寄りについて、検討したところ、労働者代表委員から

これまで、物価が上昇していなかったことから、根拠とされていなかったもので、昨今の物価上昇は、無視し得ないものである。

最低賃金を決定する場合に「定期昇給」「物価上昇」「生活改善」の要素を検討する必要がある、一人の人間が生計を維持できる水準を確保しなければならないと主張された。

エ 一方使用者代表委員からは、

物価の上昇を最低賃金決定の要素とするのであれば当然に物価が下がったときにも反映していただく必要がある。

また、最低賃金の額を一人が生計を維持できる水準と考えるのであれば、家計補助的な働き方をしている労働者のいわゆる年収の壁による就業調整の問題を解決していただく必要がある、政府へは要望していただきたい。

そのうえで、最低限の生活を営むための権利としての生活保護費を基準に最低賃金を定めていくことも考えられるため、生活保護費と最低賃金の関係について法律上の解釈も含めて整理していただきたいと主張された。

(2) その他

次回第3回専門部会は、令和5年8月4日(金)午後2時30分から開催することとされた。